

古座川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

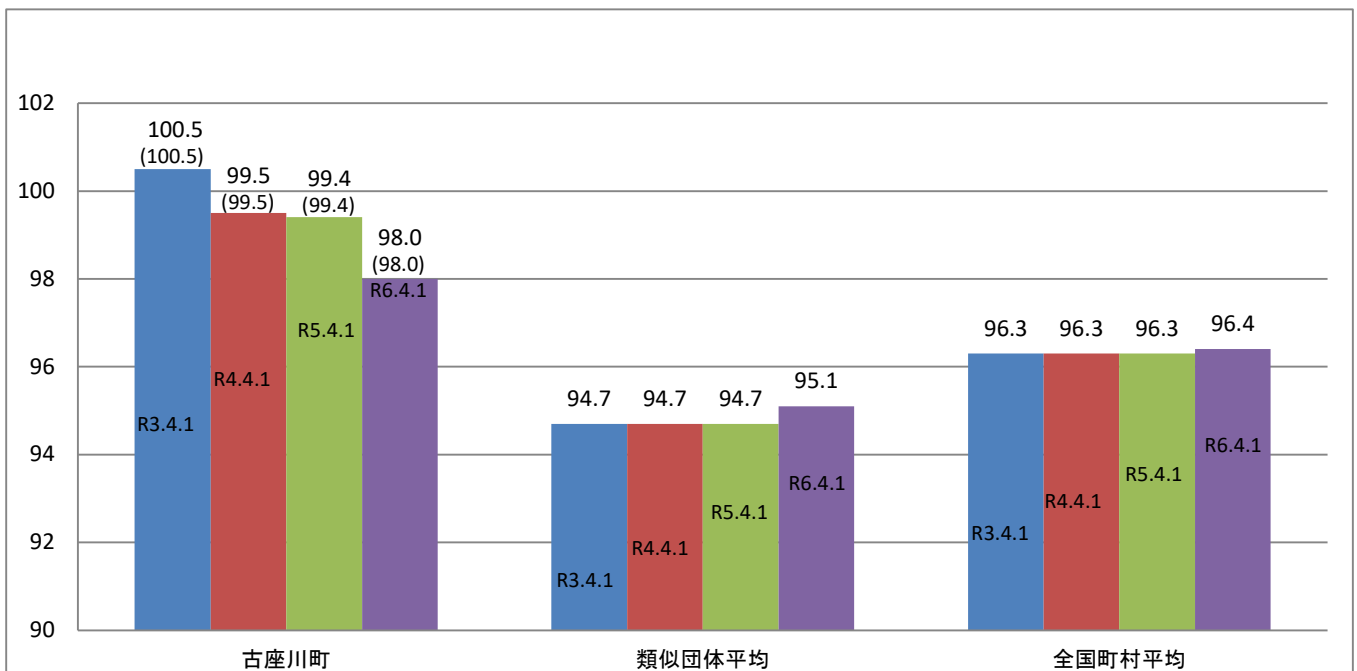
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	人 2,363	千円 3,165,972	千円 376,942	千円 626,103	% 19.8	% 18.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 61	千円 189,455	千円 31,764	千円 76,241	千円 297,460	千円 4,876	千円 5,419

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正後のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

- ①給料表の見直し
（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
古座川町	37.3 歳	287,800 円	354,800 円	324,300 円
和歌山県	42.7 歳	322,409 円	404,702 円	360,703 円
国	42.1 歳	322,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	317,292 円	376,472 円	344,715 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	古座川町	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	251,500 円	364,500 円	400,700 円
	高 校 卒	232,550 円	— 円	401,300 円

(注) 該当する職員がない場合は「—」としています。

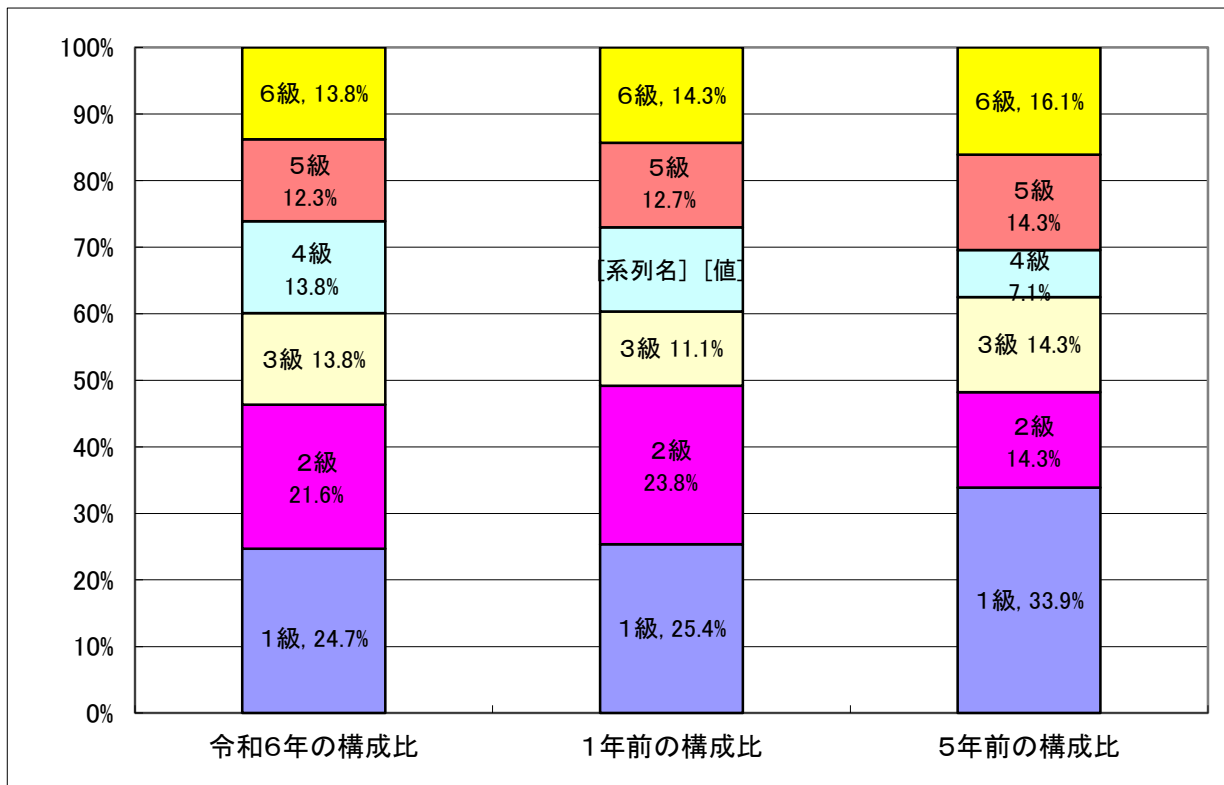
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

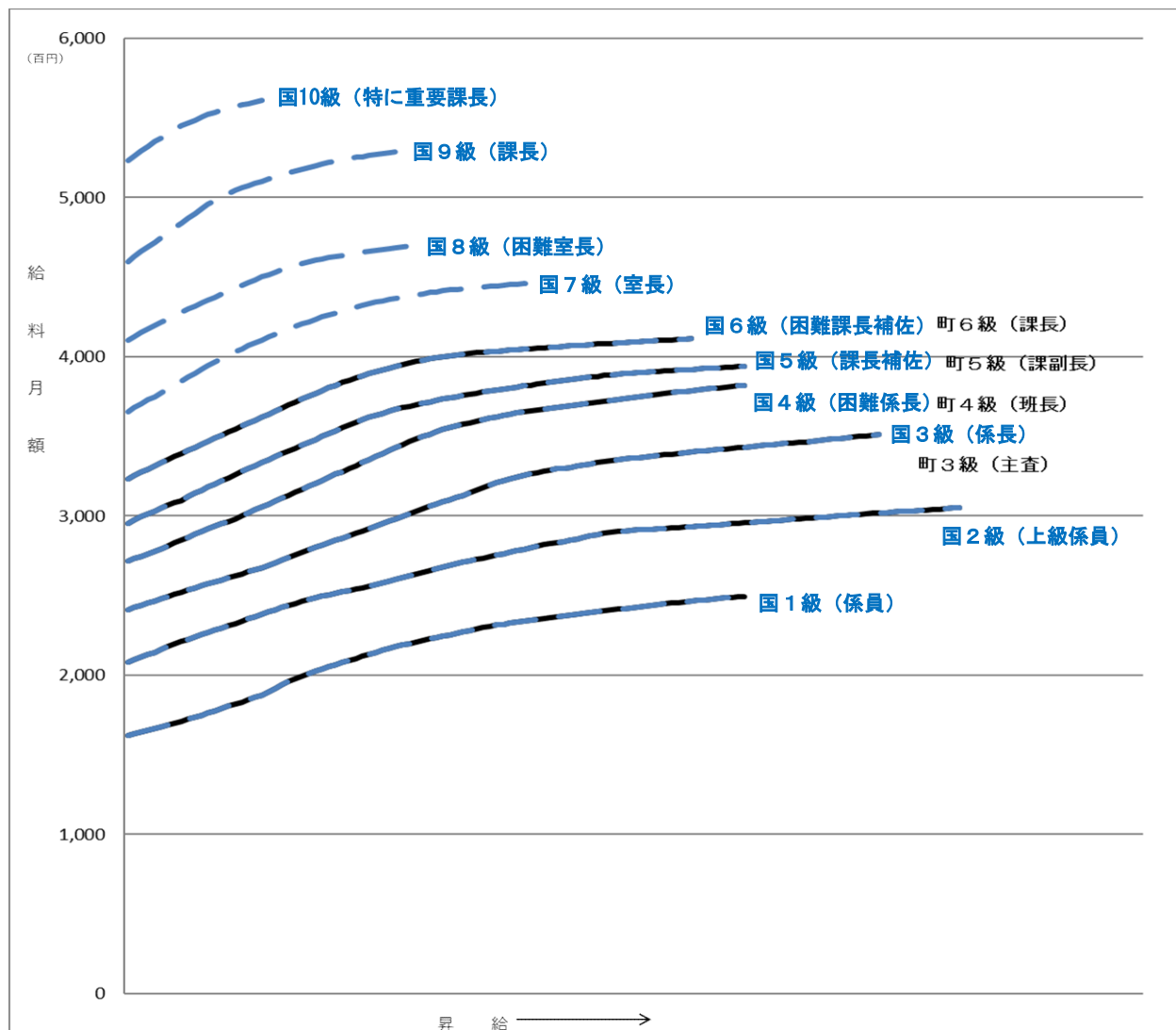
区 分	標準的な職務内容	合計		職名毎人数 (職名・職員数)	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
		職員数	構成比			
6 級	参事、課長、室長、局長、主幹	9 人	13.8 %	課長6人 室長1人 主幹1人 局長1人	323,100 円	411,300 円
5 級	副課長、副室長、次長 検査員、専門員	8 人	12.3 %	副課長7人 専門員1人	295,400 円	394,000 円
4 級	班長、主任	9 人	13.8 %	班長4人 主任5人	271,600 円	382,000 円
3 級	主査	9 人	13.8 %	主査9人	240,900 円	351,000 円
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う副主査の職務	14 人	21.5 %	副主査14人	208,000 円	305,200 円
1 級	主事、主事補	16 人	24.7 %	主事14人 主事補2人	162,100 円	249,400 円

(注) 1 古座川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日まで における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

※令和4年1月から昇給への反映を実施。

4 職員の手当の状況 (企業職、教育長を除く)

(1) 期末手当・勤勉手当

古座川町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額 (R5年度) 1,368 千円	1人当たり平均支給額 (R5年度) 1,654 千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10％ 管理職加算なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20％ 管理職加算 10～20％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20％ 管理職加算 10～25％

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

※平成28年度から人事評価を実施しているが勤勉手当への反映は平成29年度から実施。

(2) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

古座川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		
1人当たり平均支給額	9,429 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (R5年度決算)		6,250 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)		3,124,760 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R5年度)		2.7 %		
手当の種類 (手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫作業に従事した職員	伝染病防疫作業	0千円	日額5,000円以内
放射線取扱手当	放射線を照射する作業に従事した職員	放射線を照射する作業	0千円	1件当たり200円以内
僻地研究手当	診療所に勤務する医師	医療業務	5,760千円	月額 (平均) 480,000円
往診手当	診療所に勤務する医師	往診	490千円	往診時の診療点数に10円を乗じた額

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (R5年度決算)	12,312 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	220 千円
支給実績 (R4年度決算)	13,994 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	250 千円

(5) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	1 配偶者及び扶養親族たる子以外の扶養親族 6,500円 2 扶養親族たる子 10,000円 3 満16歳から満22歳の子 5,000円加算	同じ		8,690 千円	241,389 円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 (支給額) 借家・借間居住職員 (月額12,000円を超える家賃を支払っている職員) 最高27,000円 自宅居住職員2,500円 (自宅の新築・購入から5年間に限る)	異なる	自宅新築・購入から5年間支給	3,685 千円	153,542 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (支給額) 交通機関等の利用者6箇月定期券等の価額により一括支給ただし、一箇月当たり31,600円が支給限度額 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額 (2,000円～31,600円) を毎月支給	同じ		5,960 千円	110,370 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (支給額) 課長等 30,000円 副課長等 20,000円	異なる	国の支給率 25～8%	5,880 千円	309,474 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 (支給額) 一回 4,200円	同じ		572 千円	9,377 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	577,000 円	(円)	(参考) 類似団体における最高／最低額			
	副 町 長	501,000 円		814,000 円／	457,500 円		
	収 入 役	— 円		651,000 円／	440,000 円		
		(円)		— 円／	— 円		
報 酬	議 長	255,000 円	(円)	360,000 円／	140,000 円		
	副 議 長	195,000 円		320,000 円／	115,000 円		
	議 員	175,000 円		300,000 円／	100,000 円		
		(円)					
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(R5年度支給割合)					
	副 町 長	2.45	月分				
	収 入 役						
	議 長	(R5年度支給割合)					
退 職 手 当	副 議 長	2.45	月分				
	議 員						
	市 区 町 村 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 町 長	給料月額×在職月数×43.3／100		11,992千円		任期毎	
備 考	収 入 役	給料月額×在職月数×25.8／100		6,204千円		任期毎	
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

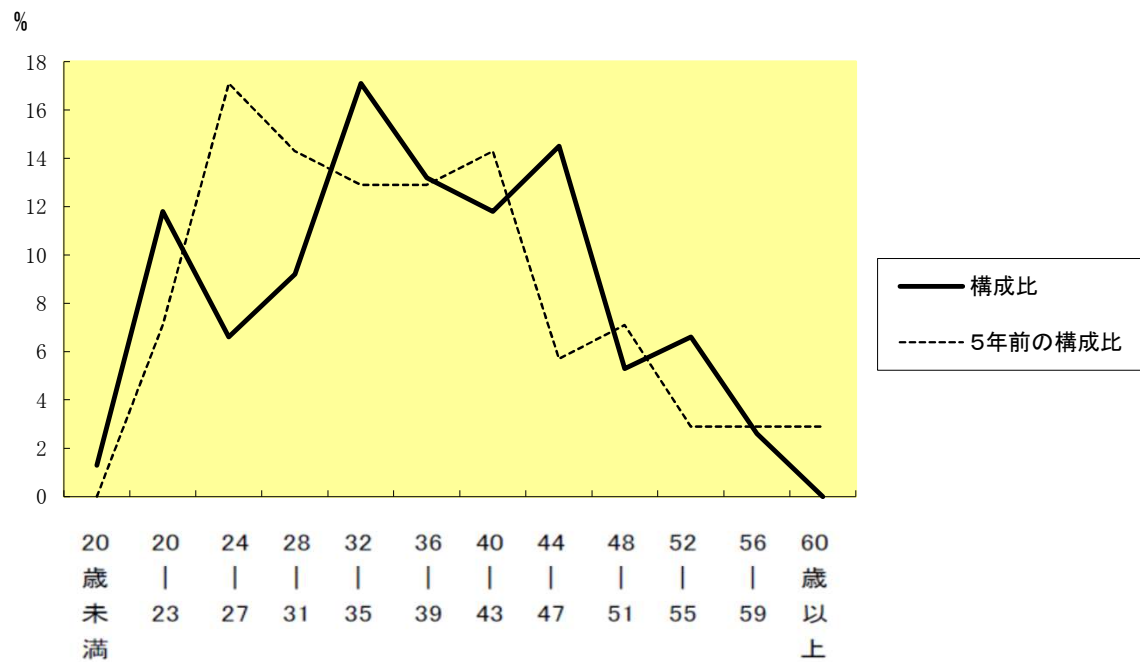
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	業務の見直しによる増
	総 務	14	14	0	
	税 務	2	2	0	
	農林水産	7	8	1	
	商 工	1	1	0	
	土 木	10	10	0	
	民 生	9	9	0	
	衛 生	10	9	△ 1	業務の見直しによる減
	計	55	55	0	<参考> 人口一万人当たり職員数 232.75 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 225.38 人)
	教育部門	5	6	1	業務の見直しによる増
公営企業等会計部門	小 計	60	61	1	<参考> 人口一万人当たり職員数 258.15 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 262.95 人)
	病院	6	6	0	
	水道	2	2	0	
	その他	7	7	0	
	小 計	15	15	0	
合 計		75	76	1	<参考> 人口一万人当たり職員数 342.78 人
		[8 1]	[8 1]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	9人	5人	7人	13人	10人	9人	11人	4人	5人	2人	0人	76人

(3)職員数の推移

（各年4月1日現在）

年 度 部門別	31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	50	52	52	52	55	55	5(10%)
教 育	6	5	5	5	5	6	0(0%)
消 防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	56	57	57	57	60	61	5(8.9%)
公営企業等会計計	14	14	16	16	15	15	1(7.1%)
総合計	70	71	73	73	75	76	6(8.6%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 29,650	千円 9,382	千円 11,057	% 37.3	% 38.3

区分	職員数 A	与 費				一人当たり
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
R5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	2	5,928	1,014	2,102	9,044	4,522

(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費
千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
古 座 川 町	32.5 歳	271,900 円	386,250 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収には期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

古座川町	団体平均
1人当たり平均支給額 (R5年度) 1,156 千円	1人当たり平均支給額 (R5年度) 1,506 千円
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 — 月分 勤勉手当 — 月分 (—) 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

古座川町	団体平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%) 1人当たり平均支給額 ----- 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 — 月分 — 月分 勤続25年 — 月分 — 月分 勤続35年 — 月分 — 月分 最高限度額 — 月分 — 月分 その他の加算措置 1人当たり平均支給額 11,058 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	351 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R5年度決算）	176 千円
支給実績（R4年度決算）	322 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R4年度決算）	161 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 （R5年度決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （R5年度決算）
扶養手当	1 配偶者及び扶養親 族たる子以外の扶養 親族 6,500円 2 扶養親族たる子 10,000円 3 満16歳から 満22歳の子 5,000円加算	同じ		318 千円	159,000 円
住居手当	借家・借間又は自宅に 居住する職員に支給 （支給額） 借家・借間居住職員 （月額12,000円を超え る家賃を支払っている 職員）最高 27,000円 自宅居住職員2,500円 （自宅の新築・購入か ら 5 年間に限る）	同じ		30 千円	15,000 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 k m 以上である職員に支給 （支給額） 交通機関等の利用者 6 箇月定期券等の価額に より一括支給ただし、 一箇月当たり 31,600円 が支給限度額 自動車等の交通用具使 用者 通勤距離に応じた月額 （2,000円～31,600円） を毎月支給	同じ		85 千円	42,500 円
管理職手当	管理又は監督の地位に ある職員に支給 （支給額） 課長等 30,000円 副課長等 20,000円	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に 支給 （支給額） 一回 4,200円	同じ		18 千円	9,000 円